

お知らせ

公共下水道接続促進助成金制度をご利用ください

【下水道課】

市では、専用住宅および併用住宅を公共下水道へ接続する排水設備工事に対し、工事費の一部を助成する公共下水道接続促進助成金制度を設けています。

この助成制度は、下水道へ接続可能となった日（供用開始日）から3年以内に排水設備の新設工事申請を受理されていることなどの条件を満たしている人が対象となります。

詳しくは、市ホームページを確認していただくか、お問い合わせください。

●問い合わせ 下水道課 ☎33-3160

浄化槽管理者の義務について

【下水道課】

浄化槽は微生物の働きにより汚れた水を処理します。微生物を活発に活用できるような環境を保つためには、保守点検および清掃を行うことが必要です。

また、実際にきれいな水に処理されているかどうかを判断するため、保守点検・清掃と併せて法定検査を受けなければなりません。

●浄化槽法で定められている3つの義務

1. 浄化槽の保守点検

浄化槽本体の機器の調整や薬剤の補充などを行います。県知事登録の専門業者に委託してください。

2. 浄化槽の清掃

浄化槽内の汚れを取り除き、装置の洗浄などを行う作業をいい、浄化槽の機能を正常に保つため、年1回以上必要です。市の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

3. 浄化槽の法定検査

毎年1回の水質検査を受けなければなりません。法定検査は、和歌山県水質保全センターで受け取ってください。

●問い合わせ 下水道課 ☎33-3160

10月は「土地月間」です！

地籍調査事業のお知らせ

【農林整備課】

市では、皆さんの土地の正しい位置・形・地番・面積を明らかにするため、地籍調査を実施しています。

●地籍調査のメリット

- 土地トラブルの未然防止に役立ちます。
- 土地の取引が円滑にできるようになります。
- 課税の適正化に役立ちます。
- 災害などの後でも、元の境界が容易に確認でき、迅速な復旧に役立ちます。

●橋本市の地籍調査の進捗状況

39.74%（令和2年3月31日現在）

●地籍調査にご協力ください

地籍調査は、境界の確認作業が最も重要です。皆さんが所有している土地が地籍調査の実施地区となった場合は、現地の立会いなどご協力をお願いします。

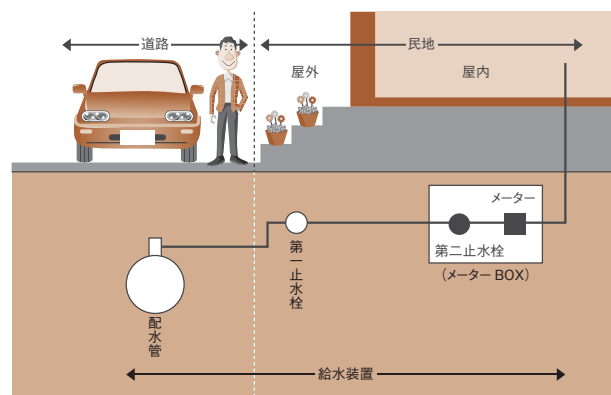
●問い合わせ 農林整備課 ☎33-1174

給水装置の管理区分について

【水道施設課】

道路下の配水管から蛇口までは需要者（水道の利用者や所有者など）に管理責任があります。

修繕は、橋本市指定給水装置工事業者に依頼してください。ただし、配水管から第一止水栓までの漏水は市役所水道施設課へ連絡してください。



※近年施行の給水装置にはすべて第二止水栓を設置しています。

●問い合わせ 水道施設課 ☎33-2861

※夜間・休日の場合は、浄水場（☎33-0260）

鉛製給水管について

【水道施設課】

市では、鉛管の解消に向け、漏水などがあった箇所から取替え工事を行なっています。なお、給水管を取り替える場合は、施設所有者の負担となりますので、ご理解ご協力をお願いします。

●橋本市における鉛製給水管の使用時期

高野口町給水区域では、昭和58年までに給水管を敷設した家庭で鉛製給水管が使用されている場合があります。また、それ以外の橋本市内給水区域では、昭和63年までに給水管を敷設した家庭で鉛製給水管が使用されている場合があります。

●水道水使用時のお願い

橋本市の水道水は現行の水質基準に適合しており、通常使用していただく場合は全く問題ありません。

しかし、鉛製給水管を使用しているご家庭では、長時間水道を使用しなかった場合、使い始めの水が給水管に長く滞留しているため、鉛が溶出し通常よりも鉛濃度が少し高くなる場合があります。

このような時には、念のためバケツ1杯程度（約10リットル）の水道水は、掃除・洗濯など飲用以外に使用してください。

●問い合わせ

水道施設課 ☎33-2861

株式会社カベキチが「紀ノ光台用地」に進出

【企業誘致室】

株式会社カベキチ（本社：大阪府堺市）が紀北橋本エコヒルズ「紀ノ光台用地」へ工場を新設するにあたり、進出協定を締結しました。

同社は、段ボール製品の企画や設計、試作、量産、在庫管理、配送など、一貫して行なっています。今回、さらなる顧客ニーズに迅速に対応するため、自動製函機などの設備を有する工場を本市へ建設します。

●問い合わせ

企業誘致室 ☎33-1211

特定外来生物に注意してください

【生活環境課】

特定外来生物は、地域本来の生態系や人の生命・身体に重大な影響を及ぼす恐れがありますので、ご注意ください。なお、市では駆除は行なっていません。

●セアカゴケグモ

●特徴

メスのみが毒をもち、体長は約1cm～3cm。背面に赤い帯状の模様があります。

●生息場所 道路側溝の溝ふたの裏側など

●対処方法

素手でさわらないようにし、市販の殺虫剤や熱湯などで駆除してください。かまれた時は、患部をよく洗い流し、速やかに医療機関を受診してください。

●問い合わせ

生活環境課 生活衛生係 ☎33-6100

税

休日と夜間の納付・納税相談

【税務課】

仕事の都合などで平日に納付することができない人や、事情があり納期通りの納付が困難な人を対象に、休日と夜間に納付・納税相談を行なっています。

●相談日時（毎月第4日曜日および第4水曜日）

- 10月25日(日) 午前8時30分～午後5時
- 10月28日(水) 午後5時15分～8時

●場所・問い合わせ 税務課 収納係 ☎33-6109

納期限のお知らせ

【税務課】

●11月2日(月)

- 個人市・県民税……………3期
- 国民健康保険税……………4期
- 後期高齢者医療保険料……………4期
- 介護保険料……………4期

住宅用火災警報器は10年を目安に交換しましょう

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで火災を感知しなくなる恐れがあり、とても危険です。1年に1回は作動確認を行い、おおむね10年を目安に機器の交換をお願いします。

【橋本市消防本部／伊都消防組合消防本部】

●設置時期を確認しましょう

設置時期を調べるには、設置した時に記入した「設置年月日」または機器本体に記載されている「製造年」を確認してください。

※設置時期がわからない場合は、こまめに点検を行なってください。

●作動確認を行いましょ

機器本体にあるひもを引く、またはボタンを押して、正常を知らせる警告音やメッセージが鳴るか確認してください。

音が鳴らない場合は、電池切れが機器本体の故障です。取扱説明書を確認してください。



第3回 橋本市消費者交流会 はしもとConsumer Meeting!

今年は、展示会形式で「エシカル消費」に関する各団体の活動の様子や学習成果などを紹介します。また、クイズラリーの参加者に粗品を進呈します。

●日時

- 11月21日(土) 午前9時～午後5時
- 11月22日(日) 午前9時～午後3時

●場所 教育文化会館

●問い合わせ 消費生活センター ☎33-1165

橋本市民総合文化祭

一年間の文化・芸術活動の成果を一斉に発表する橋本市民総合文化祭を開催します。

●日程

10月30日(金)～11月1日(日)

●時間

午前9時～午後5時
※11月1日(日)は午後3時まで

●場所 教育文化会館 など

●問い合わせ 生涯学習課 ☎33-3704